未内覧物件の申込・契約に関する承諾書

下記物件は新築物件ではありません。その為、建具やクロス、設備等賃貸借の目的である専有部分の全てが新品ではない為、どうしても傷や劣化が確認されます。また物件や前使用者の使用状態により、補修を加えずに現状維持、補修、交換等の原状回復の方法が異なります。そういった修繕内容等の認識の相違によるトラブルを事前に回避する為に、弊社では内装完了後の現状引渡の状態になってからご本人に引渡し状態を確認いただき、ご納得の上、お申込み、ご契約を頂いております。その上で、未内覧物件を申込・契約いただく場合は本承諾書のご提出が必要になります。ご理解ご協力の程、お願い申し上げます。

記

貸主及び有限会社鶴見大信商事 御中

☐ 前入居者、退去前の為に現地を未確認であるが、
☐ 内覧はしたがリフォーム前で完了後の現地を未確認であるが、
（上記のどちらかをチェックしてください）

・ 本物件の室内を内覧せず、図面の確認等により申込・契約締結することを承諾します。
・ 内装リフォーム等の修繕内容に関しては、その内容について異議申し立てしません。
（入居前からのキズや部分等の確認書類への押印は可能）
・ 確認した図面等と現況が異なる場合においても異議申し立てしません。
（但し、設備の不具合、故障等については除く）
・ 天災地変その他、貸主及び媒介業者の責めに帰さない事由により引渡しが延びる場合、引渡し日変更に伴う日割り家賃の返還については無利息にて行うものとし、その他、引渡し延長により生じた費用の一切については貸主及び媒介業者に請求しないものとします。

上記、承諾の証として署名・押印の上、本書１通を提出します。

申込人（契約者）　住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

物件の表示　物 件 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 契約番号 ＿＿＿＿＿＿

物件所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿